

# 台東区の特別支援教育

# のびゆく子供



## 申し込み・問い合わせ先

### 就学相談

#### 対象

・次年度小・中学校に入学する方で、心身の発達に心配のある方  
・特別支援学級(知的障害)や特別支援学校への就学を希望される方

#### 申し込み・問い合わせ先

●学務課特別支援教育担当  
(TEL:5246-5838)

詳細はこちら



### 転学相談

#### 対象

・適応状況等によって転学を希望する方(例:通常の学級→特別支援学級)

#### 申し込み・問い合わせ先

在籍校にご相談ください

小・中学校の連絡先一覧はこちら



### 入園時の相談

#### 対象

・区立幼稚園・保育園・こども園に入園を希望される方で、お子様の発達等に心配がある方

#### 申し込み・問い合わせ先

●区立幼稚園・石浜橋場こども園(短時間)入園希望の園にご相談ください  
●保育園・こども園 保育課支援担当 (TEL:5246-1216)

区立幼稚園・石浜橋場こども園の連絡先一覧はこちら



### 通級相談

#### 対象

・特別支援教室や通級指導学級(難聴・言語障害)を希望する方  
※新小1は就学相談でご相談ください

#### 申し込み・問い合わせ先

●特別支援教室 在籍校にご相談ください  
●通級指導学級(難聴・言語障害)  
(小)黒門小学校・きこえとことばの教室 (TEL:3833-4984)  
(中)柏葉中学校・難聴通級指導学級 (TEL:3871-9107)

詳細はこちら



### 医療的ケアが必要なお子様について

#### 申し込み・問い合わせ先

●区立小・中学校・幼稚園・石浜橋場こども園(短時間)学務課特別支援教育担当 (TEL:5246-1416)  
●認可保育所 保育課支援担当 (TEL:5246-1216)  
●こどもクラブ・放課後子供教室 児童・青少年育成課 (TEL:5246-1235)

詳細はこちら



## 区立特別支援学級等所在地一覧

### ■特別支援学級(知的障害)

東泉小学校(そよかぜ学級)	三ノ輪1-23-9	TEL:6674-1313
蔵前小学校(ひまわり学級)	蔵前4-19-11	TEL:3851-1535
松葉小学校(ひまわり学級)	松が谷1-13-16	TEL:3841-6219
千束小学校*	浅草4-24-11	
金竜小学校(かたばみ学級)	千束1-9-9	TEL:3871-9895
柏葉中学校(1組)	下谷3-1-29	TEL:3873-0063
浅草中学校(A組)	蔵前1-3-4	TEL:6699-1138

### ■特別支援学級(自閉症・情緒障害)

石浜小学校(はまかぜ学級)	清川1-14-21	TEL:3874-3620
御徒町台東中学校*	台東4-13-16	

\* 令和9年4月開設予定

### ■通級指導学級(難聴・言語障害)

黒門小学校(きこえとことばの教室)	上野1-16-20	TEL:3833-4984
柏葉中学校(難聴通級指導学級)	下谷3-1-29	TEL:3871-9107

### ■特別支援教室

全校に設置(各学校にお問い合わせください)

特別支援教室グループ校 ◎拠点校(小学校)

- いたどり教室  
◎大正小・上野小・金曾木小・千束小・金竜小
- すずかけ教室  
◎平成小・台東育英小・蔵前小・松葉小・田原小
- あおば教室  
◎東浅草小・東泉小・浅草小・富士小・石浜小
- さくら教室  
◎谷中小・根岸小・忍岡小・黒門小

(中学校)

- 中学校特別支援教室  
◎御徒町台東中、ほかに区立中学校6校

### 特別支援教育について

障害のある子供を含め、特別な配慮を必要とする子供一人ひとりの特性や程度及び発達段階に応じて、きめ細やかな教育・支援を行うことにより、もっている力を最大限に伸ばし、主体的に自立や社会参加していけることを目指しています。

## 台東区特別支援教育推進協議会

事務局 台東区教育委員会 学務課

TEL:5246-1416(台東区役所内)/5246-5838(生涯学習センター内・相談担当)

台東区の特別支援教育の情報はこちら▶



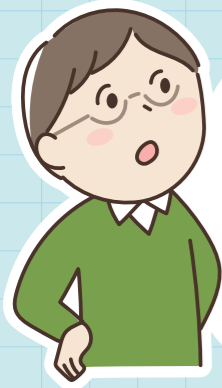
# 台東区の子供が通う多様な学びの場

全体的な発達が  
ゆっくりである

学習に  
ついていくことが  
難しい

こだわりが強い  
関わり方が一方的  
である

感情の  
コントロールや  
切り替えが苦手



お子様の様子で気になることや  
心配なことはありませんか？



落ち着きがない  
立ち歩く

相手の話や指示の  
理解が苦手  
読み書きが苦手

手先が不器用  
身体の使い方が  
ぎこちない

言葉を正しく発音  
できない  
聞き返し・聞き逃し  
がある

一人ひとりの教育的ニーズに合った指導や、必要な支援を受けるために、多様な学びの場があります。

※学びの場によってそれぞれ対象が決まっています。



## 通常の学級

支援が必要な場合は、在籍学級における指導や支援の内容、校内支援体制及び関係機関との連携などについて校内委員会で検討して、段階的に支援を実施します。



## 通級・通室

在籍学級の授業に替え、週1～数時間、自立活動の指導を受けます。



## 特別支援教室

区立小・中学校の全校に設置（在籍校内で指導を受けます）



- 対象**
- 知的発達遅れがない
  - 通常の学級での学習におおむね参加できる
  - 発達障害等（疑いや傾向を含む）により一部特別な指導を必要とする児童生徒 ※不登校の解消を主たる目的とする場合は対象になりません。
- 指導内容(例)**
- 「言葉での適切なやりとり」や「相手の気持ちを考える」ことを学びます。
  - 作業に集中して取り組めるようになる手立てを学びます。
  - 読み書きの困難さを軽減、克服する手立てを学びます。
  - ※在籍学級での学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

## 通級指導学級（難聴・言語障害）

黒門小（難聴・言語障害）、柏葉中（難聴）に設置（設置校に通級して指導を受けます）



- 対象**
- 知的発達遅れがない
  - 通常の学級での学習におおむね参加できる
  - 難聴や言語障害（発音の誤り、吃音、言語発達遅れ）により一部特別な指導を必要とする児童生徒
- 指導内容(例)**
- 話すことへの自信をつける練習をします。
  - 正しい音で発音できるようになるために、舌や唇の動きを練習します。
  - 聞き分けの力を身に付けるため、言葉を聞き取る練習をします。

## 特別支援学級（知的障害）

設置校は背面の「区立特別支援学級等所在地一覧」をご確認ください。



- 対象**
- 知的発達遅れがある
  - 他人との意思疎通に軽度の困難があり、社会生活への適応が難しい
  - 日常生活を営むのに一部援助を必要とする児童生徒

- 学習内容**
- 小・中学校の学習指導要領を基本にしながら、児童生徒の実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考に特別な教育課程を編成します。
  - 小グループの中で、児童生徒の学習課題に合わせた指導を行い、基礎的な学力の定着を図ります。
  - 社会生活につながるような知識を身に付けたり、協力し合う活動等を通して社会性やコミュニケーションの力を育みます。

## 特別支援学級（自閉症・情緒障害）

設置校は背面の「区内特別支援学級等所在地一覧」をご確認ください。 ※新小1は、対象となりません。入学後、学校にご相談ください。



- 対象**
- 知的発達遅れがない
  - 自閉スペクトラム症や情緒障害（選択性かん黙等）※により、特別支援教室での指導ではその効果が十分に現れにくい児童生徒 ※医師の診断書が必要です。

- 学習内容**
- 小グループの中で、基本的に通常の学級と同じ教育課程に基づいて学年相応の授業を行い、一部、障害特性に応じた「自立活動」に替えて実施します。
  - 「自立活動」では、例えば、自分の感情をコントロールする方法、先生や友達との関わり方などを学びます。

## 都立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱）



- 対象**
- 日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする児童生徒など（学校教育法施行令22条の3に該当する児童生徒）

- 学習内容**
- 特別支援学校の学習指導要領をもとに、お子さんの状態に応じた指導を行います。
  - 障害による生活や学習上の苦手なことについて丁寧に支援し、自立を目指す指導を行います。

## ● 学校園の支援体制

お子様の学校園生活や学習で不安や気になることがあるときは、相談してみましょう。

### 区立幼稚園・保育園・こども園

友達や先生と一緒に生活し、温かい環境の中で心身の発達やお子様の成長を促しています。家庭や専門機関と連携を密にし、お子様に合った指導を行います。



### 就学支援シート

小学校入学にあたり、お子様の様子や配慮してほしいことなどを引き継ぐ際に活用できるシートです。

### 区立小・中学校

学校全体でお子様を支援していきます。



指導支援の工夫

## ● 連続性のある多様な学びの場

### 区立小・中学校



### 都立学校



児童生徒一人ひとりのもっている力を伸ばすために、障害等の状態や発達状況に応じた学びの場があります。また、障害の有無に関わらず共に活動する「副籍交流」や「交流及び共同学習」は、社会性を養い、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となっています。就学時に決定した学びの場は固定したものではなく、発達の程度や適応状況等から、学びの場の見直し（転学）をすることができます。